

令和4年度第4回八千代市個人情報保護制度運営審議会会議録

日 時 令和4年7月12日(火) 午後1時30分～午後2時25分

場 所 八千代市役所4階 第1委員会室

議 題 1 答申案について
2 法施行条例の制定について

出席委員 伊藤議長、三木委員、栗根委員、大段委員、大塚委員
武田委員、多田委員、中山委員、三橋委員

出席事務局職員 法務課 課長 船田、主幹 石川、主査補 高根、主事 星

公開又は非公開の別 公開

傍聴人数 0人(定員3人)

○伊藤議長 本日の出席委員は9名となっております。委員数の過半数に達しておりますので、これより令和4年度第4回個人情報保護制度運営審議会を開会いたします。

本日の会議はお手元の次第に沿って進めますので、御了承いただきたいと思っております。お手元の次第に二つ、「(1) 答申案について」というのと「(2) 法施行条例の制定について」ということになっています。先に答申案を皆さんに御審議いただきたいのですが、まだ議論の固まっていない部分がございます。それについては、「(2) 法施行条例の制定について」の部分で議論をさせていただくこととして、それ以外の部分についての御確認というのを主にお願いするというのが、議題1のほうの趣旨になります。その点を御了承いただければと思います。

では、議題1に入りますけれども、まず事務局のほうからそれぞれの答申案について御説明をお願いいたします。

○石川法務課主幹 まず、今回の答申案につきましては、1枚目が鑑文となっております。答申の内容につきましては、別紙として表形式で作成しておりますので御了承ください。

初めに、市長宛ての答申案についてですけれども、一枚めくって別紙の方を御覧ください。

(1) 法施行条例の制定についてのうち、ア、条例で定めることが法律上必要な事項として2点の諮問がありましたけれども、(ア) 開示請求における手数料、(イ) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料につきましては、いずれも特に御意見がありませんでしたので、諮問のとおり認めますというふうに記載されております。

表の3段目からのイ、これは条例で定めることが法律上許容されている事項として、3点の諮問がありましたけれども、(イ) の審議会への諮問事項につきましては、先ほど会長から御説明がありましたけれども、本日も継続して審議いただくこととなっているため、「(検討中)」となっております。(ア) の条例要配慮個人情報の内容と、(ウ) の開示決定等の期限について法の規定よりも短い期限に設定する旨の規定につきましては、いずれも諮問のとおり認めますとしておりますが、(2) アにつきましては、今後必要に応じて、条例要配慮個人情報としての定義の追加を検討することを求めますとしております。

その他として、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成及び個人情報保護委員会への事前通知の対象外になることについて、現行条例における個人情報取扱事務登録簿の制度を存続することで、懸念に対応できると考えられることから、

登録簿の作成・公表について、法施行条例に規定することを求めますとしております。

続きまして、もう一つの方の議長宛ての答申につきましてですが、条例の骨子案として、(1)から(7)までの7点の諮問がありましたけれども、特に御意見がありませんでしたので、全て諮問のとおり認めますとしております。その他として、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表について、市長が制定する予定である個人情報保護法施行条例案と同様の懸念があることから、法施行条例に規定することを求めますとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊藤議長 私もこれ、先ほど確認させていただきましたが、「諮問のとおり認めます」とそれぞれ書いてある部分に関して、これが定型的な表現なのかどうかというのを確認させていただいたところ、そうではないということらしいんですね。諮問のとおりって書いてあるのですが、諮問のどこのとおりなのかというのがこれだけでは明確ではないので、その部分を特定できる形で、要は諮問に対応方針が書いてあるので、その対応方針を是とするという旨の表記に変更させてくださいということを、先ほど事務局に要望させていただきました。ですので、この部分について少し文言を変えさせていただく予定としております。

あと、議会の方の答申ですけれども、これはやはり、市長部局の方の条例案とは別の条例案になるので、その他の部分に関して、重複にはなりますが、市の条例案と同じような表現をしないと、別々の答申になってしまうので、ある程度親切に表記しないとよろしくないということがありますので、その点についても表現をちょっと変えさせていただく予定として、今考えております。

その点に関する御意見、その他検討中の部分以外の中で御意見等ございましたら、お願いできますでしょうか。多分方向性は、検討中の部分以外は、皆さんに御意見いただいたとおりの内容にはなっていると思います。

○三木委員 今、会長も既に御指摘をされた部分ではありますが、答申をこういう別表みたいな形で出すこと自体にやや違和感がありますということと、一応何か、こういう内容のものについて諮問しますということで資料を頂いていたりとかするので、それに対し、この審議会としてこういう結論ですということを、本来は説明をして書くべきかというふうには思います。ただ、時間的な制約もあるとは思いますが、もう少し「認めます」というだけではなく、何について審議をした結果、こういう答申になっているのかが、ある程度分かるような書き方にさせていただけるといいかなと思います。

○伊藤議長 そうすると、例えばの話、(1)のアの(ア)ですけれども、開示請求における手数料については事務局から提案のあった、従前どおりの金額というものとすることが適当である旨、答申します的な表現にするという方がいいのではないかということでしょうかね。

○三木委員 そうですね。例えば、条例要配慮個人情報の内容ということについても、要配慮個人情報に加えて、条例独自に規定を設けられるところ、今回は特に規定を設けないが、今後の状況によっては適切な対応を求めますというのがこの結論かなと思うので、何に対してどんな結論を出したのかというのが分かるような答申が、本来は望ましいということかなとは思いますが。

○伊藤議長 諮問と答申をワンセットにして、全てのところに出ていけばいいですけれども、そうではなくて、答申だけ載せると何を言っているのか分からないという、そういう意味ですよ。だからそこは、答申のみでどういう結論になっているのか、諮問が何なのかが分かった方がいいのではないか。そうでなければ、必ず諮問とワンセットで出す方がいいのではないかということでした。

事務局、何かありますか。

○船田法務課長 今のところ、この表形式にしたのは、こちらの方が返って、いわゆる一般の市民の方にも論点が分かりやすいかなということでもちょっと試みて書いてみたところではございます。例えば、表の中身の一つ一つの枠の中で、今、委員が御指摘のように、諮問における結論を一応記載して、それを引き受けた形で、是非というのを書くような形ということであれば、これを膨らましていけば書けるのかなとは思いますが、一応その方向で検討したいと思えます。

○伊藤議長 答申に枠が付いているというのが、私はぱっと見たところ違和感があったんですけれども、別に禁止されているわけではないので、見やすく分かりやすい方が良ければいいだろうということですけどね。皆さん、枠はあってもいいですか。

(異議なし)

○三木委員 形式の問題というよりも、審議会としてこういう結論ですということと、それに加えて、いろいろ注文をつけているところがあるわけですよ。あと、諮問にないことを審議して求めたというのものもあるんですよ。

個人情報ファイル簿のことは、そもそも諮問に入っていなかったことかなと思うんですよ。なので、今回のこの答申だと、その諮問にないものも入っているということもあったり、条例要配慮個人情報については、諮問のとおり認めるけれどもこういう条件ですってなると、何を是として何を今後の課題としたのかみたいなこととかが

分かるように書いておかないと、今ここで議論に参加していた人とか、担当している皆さんはよく分かると思うんですけれども、答申ってそれなりの期間が残るものなので、後から見ても分かるようなものにしていただけるといいなという趣旨でお願いをしました。

○伊藤議長 その審議の経過をどこまで具体的に書くかというのはあると思いますが、特に意見なく認めた部分に関して、あまり理由を色々書いてもというところは多分あると思うので、何を適当と認めたかぐらいはせめて分かるようにしておいてください。特に、条例要配慮個人情報に関しては、「今はいいけど将来はね」というところに関して、一応そのどういう審議をしたのかということは書いてください。

一応内容としては多分これでいいと思うんですよね。今後必要になってくるケースがあると思うので、そのときは検討することという趣旨が出ているので、表現としては多分いいだろうと思うのですが、そこが割とはっきり書かれていた方が市民の方に分かりやすいのではないかという御意見かと思しますので、少しまたその辺は案を練っていく中で、多分持ち回りになってしまうと思いますが、御意見を頂いて最終的な案を確定させていきたいというふうに考えております。

その他ございますか。

(発言なし)

○伊藤議長 検討中の部分に関して、多少文言を修正しますが、方向として、この内容で確認をさせていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○伊藤議長 それでは、議題1の審議に関しては終了させていただきます。

次に、議題2「法施行条例の制定について」を議題といたします。

宿題になっていました、先ほどの答申案の「検討中」となっていた部分に関して、事務局から追加の説明があるということですので、お願いできますでしょうか。

○船田法務課長 前回の審議の中では、報告を審議会にする仕組み、特に業務委託をした場合の安全管理上の措置等について、そういう仕組みができないかどうかという検討をしていただいたところでございますが、一方で国の個人情報保護委員会からは、報告であっても個別事案の要件化については、法の趣旨から許容されないという回答も頂いていたところもございまして、改めて国の個人情報保護委員会には質問をさせていただきます。

内容としましては、前回議論の中で出てきた、報告は報告でも、いわゆるマイナンバー法にもありますが、事後に第三者が点検をするという仕組みの中で、それを審議

会が最終的な報告を受けて点検をするというふうな制度設計は可能かどうかという話、若しくはマイナンバー法どおりじゃなかったとしても、国から示された指針等に基づいて市が作ったチェック項目について点検をするという仕組みを入れられないかどうかという質問をさせていただいております。ただし、国の個人情報保護委員会からは、今日現在の時点では回答いただけていないという状況です。最初電話をさせていただいて「一応文言にして送ってほしい。」という話があったものですから、メールで質問させていただいておりますけれども、あちらも当然、メールで来たら十分精査して回答するという形になっているのかなという状況でございます。

ここまでの前回からの御報告になりますが、それを踏まえて事務局からの懸念を説明させていただきますと、今のところ、国の方から許容する・しないという回答がない中で、どういう制度設計であれば条例に規定できるかというのが、なかなか判断が難しいところございまして、市として、これをそのまま制度として書けますよというのがお答えしづらい状態になっております。

あわせて、仮に国からこの後速やかに回答があったとしても、その回答内容によって、これから制度設計をしていくといったときに、あとはスケジュールが間に合うかというのが、今回当方で説明させていただきたいポイントなのですが、そこでお配りした資料の「今後の法施行条例制定スケジュール」を御覧いただければと思います。

内容としましては、表の左側に令和4年7月というのがございまして、今審議会を正に開催しておるというところございまして、目標が一番右側の令和5年4月ということで、4月に法が施行されるということがおおむね分かっているところございまして、スケジュールからいきますと、この条例は、庁内内部の件もありますけれども、市民に対して、開示請求等の手続等もございまして、周知期間を十分に取ながら条例を公布するということになりまして、11月議会にやはり提出をしないといけな

いのではないかと認識でございます。

11月議会を目指すということになりまして、一応その前段の手続としては、検察庁協議というものがございまして、これは罰則規定を設ける場合に、これを協議するという内容ございまして、当初、執行部の条例は罰則がないので、特にそのままスルーできないかなと思っていたのですが、議会の方が一緒になってきてしまったものですから、その議会条例は罰則を全部書かないといけない仕組みになっておりますので、執行部の条例と議会の条例が同じ仕組みを入れるということであれば、議会条例のこのスケジュールに拘束されるということになります。

罰則がある場合は、検察庁協議が必要というこのスケジュールを入れられないといけな

いということになりまして、こちらについては、検察庁協議というのが8月から横に伸びておりますけれども、吹き出しにございますとおり、この検察庁に対しては、議会議案文そのものを提出して確認をしてもらうという手順になりますが、検察庁からは議会提出の3か月前に協議することというふうに一般論として示されております。ですので、逆算すると、8月には持ち込まなければならないというスケジュールになります。

それを踏まえた上で、7月中に審議会を終わらせるつもりでスケジュールを組んでおいた次第ですが、今からこの新たな制度設計を検討するとなると、左側の吹き出しを御覧いただければと思うのですが、条例案の検討というものを審議会と平行でやっていく中でも、検察庁協議に出すための条文案まで確定させていかなければいけないのがまず最低限のラインで、そこまでたどり着くためには、そもそも制度設計を庁内で、これができるかどうかを各課と協議して行ってコンセンサスを取っていきたいところですが、あと数週間の範囲内でやるのはなかなか難しいというのが、こちらの懸念するところがございます。もちろん審議会としての御意見等があるかと思うのですが、いわゆる現実的な問題としての事務局からの御説明ということでございます。

参考に付けさせていただいた「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」がございます。議論にあった、事後の点検をさせる基になるものは何かというところを、私どもで検討したところの1つとして、国から示されたこの指針に基づいて市でも指針を作る予定ではございますが、この指針の内容について、例えば業務委託との関係で、ちゃんとやれているかどうかというのを確認するというのが一つのやり方としてあるのかなとは思いましたものですから、参考までに資料として付けさせていただきました。

○伊藤議長 この安全管理指針と、その業務委託の関係というのを、特に今回業務委託に関していろいろチェックを掛けた方がいいのではないかみたいな議論が出てきているところですが、その関係をもう少し具体的に説明してもらえればお願いできますか。

○船田法務課長 今回の条例は法施行条例なので具体的には書かれておりませんが、個人情報保護法におきましては、委託先の業者においても行政機関、市の場合は市の機関ですが、市の機関と同様の安全管理措置義務があるというふうな規定ぶりになっております。それが具体的に、法第66条に安全管理上必要な措置というものの具体的なものは何かというものについて示されたものが指針でございます。ですので、業務委託を来年度以降にした場合には委託先の事業者についてもこれと同様の措

置をなさいというふうなことを言っていくという内容になるというところでございます。

○伊藤議長 分かりました、ありがとうございます。

事前的にこういうものをやるようにというふうに依頼をしていく、そのためのルールとして、こういうものが既に存在していて、これを市で作っていきますというところまではやりますよということですね。

以上の補足説明、簡単に言うとスケジュール的に厳しいというのが1つ、もう一つは今御説明のあった事前的措置としてこういったものがルール化される予定になっているというところまでの御説明を頂きました。その点を踏まえて、前回御意見があったところですが、最終的に答申にどう落とすかというところが我々の目指すところですが、御意見あるいは御質問がありましたらお願いできますか。

○三木委員 まず、スケジュール的な問題があるということはよく理解をするところではあるのですが、そもそもこの答申についても、法制による一元化が行われたので、従来の条例からこういうことになって審議会の役割も変わるという中で、市に対して法律の枠の中で、こういう点については特に留意して運用してくださいみたいなことは、基本的には一切書いていないわけですよ、答申そのものに。

なので、例えば審議会についても、国が既定路線として許容している範囲プラスアルファの部分で、事実上の運用状況の報告みたいなものを、開示請求の件数とかそういうことをやるにしても、国の場合は目的外利用について、どのファイルについてどこに対して行ったかとかを報告させて公表するという運用をやっていたりするんですよ、行政機関に関しては。それは総務省のウェブサイトに行けば見られるんですよ。つまり、報告とかの公表という形で、目的外利用・外部提供を行った場合については、一定程度の範囲で実はチェックはできるようにはなっているということもやっているということです。これは、個人情報保護委員会に移ったからやめるっていう話になると、それはそれで大問題っていう話になってくるんですけども。

なので、結局その運用上、一定程度条例レベルでできていた運用状況の実際というのか、あるいはその可能な範囲できちんと報告をするとか、運用状況として取りまとめしていくとか、そういったものを事後的に審議会に運用状況の報告として報告するとか、何かそういうことをきちんとやっていかないと、市民の皆さん一人一人が頑張っでチェックしてくださいって仕組みになってしまうんですよ。そこを、やっぱり何とか、ある程度審議会ですることができるということを模索するのが、ここの役割かなというふうに思っています。

現段階で国からそういう回答がないという状況ですと、審議会としてこうですって意見を入れたとしても、結局それが法律との関係で許容されないとなった場合に、多分扱いが困るという話になってくるだろうということは容易に想像が付きまますので、むしろ審議会の答申に、もう少しこの別紙の表というだけにとどまらずに、少し何か書き加えるとか書き込むとか、ここの意見とか見解として何かを示すということによって、この先運用レベルでできることをきちんとやるということを示していくのも一つの方法かなとは思っていますので、審議会について、例えば条例上何らかの規定を設けようと思うと、それはきちんとした設計をしないともう当然条例の規定には入らないわけですし、条文が作れたとしても、実行レベルで担保ができないようなものを書いて意味がなく、書いただけになってしまってよろしくないの、限られた時間の中でそこまで詰めたことが、特に先例があるわけでもない中でやるのが困難というのは十分理解はできるのですが、今申し上げたような、何に対して役割を果たすものとしてここが存在し続けるのかということとか、あとはその運用についても、少なくとも国の行政機関がこれまでやってきたようなレベルのこととかは、法律で許容しないって話には少なくともならないはずで、国の場合はそれを単に1年に1回公表するということだけにしてはいるわけですけども、審議会があれば、公表したものをここで報告するということによって、一応ここを確認をしていくということもできるわけですから、何かそういうふうな先の話につながるものを書けないかなというふうに思います。

伊藤会長 恐らく、今回の答申案のところで見るとなると、「報告の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの委員会等への諮問」というところに書くのか、それとも、その他というところに入れて、諮問外の話として書くのかと位置付けの問題はあるにしても、一つは、これまで審議会でいろいろと御説明を頂いていた内容、あるいは法で許容されないと言われたこと以外の御報告を頂いていた内容に関して、できる限り従前と同様の報告を頂く形で、市民の皆さんにいろいろ御理解を頂ける端緒とするという役割を今後とも果たせるようにしていくべきではないかというお話と、もう一つはその審議会の在り方そのものを審議会自身が検討できるという状態を作らせてほしいということをお答申の中に書く、恐らくこの2つが骨子となっていて、そういった内容を答申の中に書いておくべきではないかという御意見。答申もまだ完全な文言になっていませんが、テーマとしては大体そんなところでよろしいでしょうか。

○三木委員 おっしゃったような内容になるのかなとは思いますが、今、恐

らく表形式を維持されるのかなって気もしなくもないんですけど、可能であれば、制度の変更とかについて「ある」ということとかが今回の大きなポイントでもあったりするんで、埋文的に少し説明とか、今後の在り方についての審議会の役割みたいなことについて、別表とは別に何か入れておく余地がないかなという気もしています。基本的な流れを作文した上で、別紙が付いているというような状態とか、あとは審議会については、基本的には国が許容する範囲で条例上位置付けるけれども、ただし運用状況の報告とか漏えい事案の報告などをこれまで受けてきて、対応状況について確認をさせてもらってきたというようなこともやってきたわけですから、そうしたこれまでの運用実態を踏まえて、審議会として最大限できることをやっぱり考えなければいけないだろうということはもうあると思うんですよね。なので、これまでこういうことをやってきていて、法律の範囲内で引き続きできることを審議会でやれるように、一応考え方を示しておくみたいなことはあってもいいかなと思っています。

○伊藤議長 多分形としては、審議会のこれまで、あるいはこれからの目的、何のために審議会というのがあるんですかという目的から、もう一回敷衍する、法の限界の範囲内での審議会の役割というものを果たしていくことを審議会としては考えています。その在り方の検討、従前のその仕組みの中で可能なものについては引き続き審議会でやらせてもらいたい。

あとはその法の枠組みの中で可能な、その目的に沿った機能というのを果たしていくための協議というのをしたいといった文章を、形式的にどこに書くかという問題はありますけれども、そういう内容のものを加えるという、割と審議会としては積極的な役割を果たしていて、市民の皆さんに分かりやすい個人情報保護制度の運用に伴う情報の提供という役割を果たすといった辺りを記載するというところで、どこに書くかは構成の中でまた検討させていただくということにしたいのですが、そういった内容を書かせていただくということでもいいですか。

ちょっと答申案は長くなりますが、大した量には多分ならないと思うんです。今の全部言ってA4、1ページ半行くか行かないかぐらいだと思うんですよ。普通の答申って多分もっとずらっと長くなるので。それに比べれば短い。

○三木委員 十分短いというか、私が関わったことがある答申の中では最短みたいな。基本的には、文章にして作文して、考え方とか今後の運用のレベルについても、ここが条例案を出すということは、条例に規定したことについては、例えば審議会が答申を出したら、そこで示された解釈運用方針みたいなものに照らして、その手引とかができてくるというのが一般的ですね。今回は、個人情報保護法って上に法律がかぶさ

っているので、なかなか独自の解釈指針を示しにくいというのがあるというのものもあるとは思いますが、普通条例に関して答申を作るとなると、運用レベルにもある程度言及して、立法趣旨みたいなものを明確にしておくとか、そういうのがあるので、今回それがなかなか難しいということであるんですけども、審議会との関係で言えば、多少、条例案の規定としてはこうですということであったとしても、不確定な状況が多く、最終的にこれで良いという断定がなかなかしにくいという中で、この答申の中に書き込めること自体に多分限界があるという前提に立たざるを得ないので、そこはちょっと文章で工夫して何か書きたいなという気はしています。

○伊藤議長 審議会の役割論の中で、一応条例上の条文があるにはあるんですよ。今はもうある程度抽象的な意味でのその役割が規定はされているところで、それを具体化できないかということから議論がそもそもあったんですけども、なかなかそのスケジュール含め、実際のその制度の建て付けも考えると難しいところがあるというところが事務局に調査をしていただき分かってきたところです。その一定程度抽象的な文言の、ある意味審議会なりの考え方というのを示すこと自体は決しておかしいことではないと思いますし、この条例の文言の中に収まるものである以上、私どもの意見を執行機関に伝えること自体は、やっぱりやるべきことだろうなというふうに議長としても思っているところです。なので、そういったところについてはちょっと形式をまた検討しましょう。文言については委員の皆様にお諮りするということにして、今の趣旨での内容というのを答申に加えてまいりたいというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○伊藤議長 事務局、ちょっと文言を相談しましょう。

○船田法務課長 1点だけ、今三木委員から御指摘いただいた運用状況の報告につきましては、国のQ&Aでも、それについては差し支えないというふうな回答は出ておりますので、それについて、仮に条文に明記しようがしまいが、国から駄目だということはないのではないかと認識しております。情報漏えいの報告については、正直Q&Aに記載がないので、実はよく分からないというのが今の状況で、1回電話では少し確認しましたが、明確な回答はその場ではなかったものですから、何ともいうところではございます。あとは運用で、どれぐらいできるのか。当初事務局としましては、報告程度であれば実質諮問ではない、権限を付与しているわけではないので明確化しなくても、要はお願いできるだろうというふうには思っていたのですが、逆に国からは、実質面で見るといようなことを解釈で出されていたものですから、そう

すると明文化すべきかどうかというのが議論にはなってくるんですが、あとは運用をどこまでできるかというのは、逆に答申で御指摘を受けた上で、引き続き市と審議会です話し合いながら、必要に応じて国に確認をしていくというふうな段取りでいけば、できることとできないことが整理できるのかなというふうな認識でおります。

○三木委員 委託の件ですけれども、確かにセキュリティに関しては、国から措置に関する指針というのは出ていたり、国なんかも同じように今もやっていると思いますし、自治体もすごく新しいことをやってくださいって言われたわけでもないと思うんですよね。今問題になっているのは、むしろ実施場面で問題がどうしても出てしまっていて、やっぱりその外部委託というのは、要はシステムの構築だったりとか、メンテナンスだったりとか、単に個人情報の処理を委託するだけではないところで、個人情報の漏えい事案、流出事案とか、紛失事案が発生しているというところがあると思うんですよね。

やはりIT業界自体が、再委託が簡単にされていく構造にあるんですが、それぞれの企業が社員として抱えているわけではなくて、いろんなところから派遣とか契約という形で人員を引っ張ってくる。それは結局、契約ごとにマンマンズで、1人当たり1か月幾らみたいな形で人件費コストをやっていくので、そもそも人員として抱えずに受注したものに合わせて人を集めてくるみたいなことがあるので、誰と契約しているのかがよく分か分からなくなるみたいな構造が簡単に起こりやすいというのが業界でもありますよね。

なかなか自治体としても全体を把握してうまくコントロールしていくとか監査していくのが、もう場合によってはちょっと難しい。社員の身分証とか名刺は持っているけれども、別会社の人みたいなことが、あの業界は普通に起こってしまうというところがあるので。だから、審議会が関与したからといって、そこまで執行場面も含めてきっちり把握できるということでは全くないんですけれども、こういうところに報告しなければいけないということによって、きっちり把握しなければ、ある程度自分たちで最大限把握しなければいけないみたいな状態になることをどちらかといえば期待するというところがあるんですよね。

なので、実施場面で問題が起こってしまう、全体の管理が難しい業務形態であるというところで、その中で審議会を噛ませるかどうかは別にしても、このフローの実際の契約した先の実施場面でのチェックとか監査とか、あるいは把握すべき情報フローみたいなものを、もうちょっと内部でしっかり作っていただけるといいかなと思っています。

○伊藤議長 御意見としては非常に分かりやすいし、現実的なものであろうというふうに思います。それはどう反映させましょうか。

○三木委員 答申に入れるかどうかという点はあると思いますが、少なくとも意見を申し上げたので御検討いただきたいということと、答申に何か書いた方がいいというような話なのであれば、また表とは別に書き加える中で、昨今のリスク等を踏まえということで、尼崎でああいう事件があったばかりですし、その事件の構造というのは今申し上げたような構造が背景にあるというのもあるので、要はルールを作るとか指針が整備されてくること自体は歓迎しつつも、その実施場面において、内部でのきちんとしたチェックフローみたいなものを作っていただくというようなことを、注文として付けるみたいなことになるのかなと思います。それは答申というよりも、答申に付随する意見みたいな形で答申に書くとか、そういうことは考えられるのかなと思いますけれども。

○伊藤議長 答申の中では、付言的なものとして幾つか書いておくということは考えられるでしょうね。今の三木委員の御意見ですけれども、これまで出てきたお話にある程度関連しますが、項目としては別なのかなというところがございまして、文言については事務局と調整をしながら、三木委員の意見も伺いながら考えていきたいと思いますが、1回ちょっと書いてみるというところでいいですかね。

事務局よろしいですか。やっってくださいというようなことを、この審議会としては意見として出しますということですが。

○船田法務課長 いわゆる付言のような形のイメージという理解でよろしいでしょうか。

○伊藤議長 そうですね。諮問には出ていないけれども、私どもが個人情報保護制度運営の中で気になっている部分です。なので、この部分について特段の配慮をしてくださいというような意見になると思います。

○大塚委員 外部委託については、私も正に大学でこれをやっているわけですがけれども、実際に今、運用上は特にチェックはされてはいらっしゃらないのでしょうかというのを今聞いてもお分かりにならないかと思うんですけれども。それぞれの発注現場では、もう今すぐ対応すべき状況になっているのではないかと思います。私もやっていますけれど。

○伊藤議長 委員の皆様、その他御意見・御質問等ございますか。

(発言なし)

○伊藤議長 では、法施行条例についてのところで頂いた幾つかの御意見を踏まえて、

項目立ても含めてという話になってしまいますが、方向性そのものに関しては恐らく御議論いただいた内容でまとまっているものというふうに議長としては理解しております。それで、最終的な答申を確定していく作業になるんですけれども、答申の案について事務局と議長で作成させていただき、審議会を開催してお集まりいただくのも大変かと思っておりますので、一旦皆さんに電子メール等でお送りして御意見を頂くと。頂いた御意見に関して、抜き差しならない状態になるということであれば、申し訳ないですが、ちょっとお日にちを頂くことにして。一応頂いた御意見で、ある程度まとまるということであれば、その中で答申を最終的に確定させたいと、そのような流れで進めてまいりたいと思います。

本来は、ある程度しつかりとした答申案をお出しして、よろしいですかとお伺いするところなんですけれども、なかなかお集まりいただくことも人数も多くて大変なので、持ち回りの進め方でちょっと進めたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○三木委員 方法については良いかと思いますが、仮日程としてもう一日入っていたように思うんですけれども、これで最後でしたか。

○伊藤議長 いや、28日の仮日程が1日入っています。

○三木委員 それを一応残しておいた方がいいという話なのか、そこだけちょっと確認させてもらえれば。

○伊藤議長 今日が12日ですよ。16日間で今の内容のものを、事務局と議長でやり取りして作り切れるかという、ちょっと厳しいと思うんですよ、正直申し上げます。でも、そこまでに答申を出さなければいけないんですね。

○三木委員 8月から検察庁協議をしたいということであれば、それはもう、その時点でまとまっているということを前提ですが、個人的経験で言うと、できます。何度もやっています。なので、28日の先に日程を入れるということはないと思うんですよ。

○伊藤議長 現状、委員の皆様で28日、御都合悪い方いらっしゃいますか。

(異議なし)

○伊藤議長 事務局で、取りあえず日程だけは確保できますか。

○船田法務課長 いずれにしても28日は確保しております。

今、委員から御指摘の、間に合うかどうかという話が問題なんですけれども、あくまで案をこれから会長から各委員にお示ししていただく中で、もう一度審議会で話をすべきだという話になった場合の28日ということで趣旨でございますね。取りあえずは一旦その予定で組ませていただいて、万が一もう少し時間が欲しいということで

あれば改めて予定を取ることになるのかなと。

検察庁協議につきましては、先ほどは間に合わないという話をさせていただきつつも、条文と影響がない範囲で答申案の文言を変えるということであれば、その微調整と、あとは検察庁に何とかお願いするという事で何日かは稼げるかもしれないので、それは本当に8月の頭になると思います。次の予定を組むとすれば、そこはまた日が迫ってきたときに、もしかすると28日を順延して翌週とかという話がないとは言いきれないのですが、今のところ28日の予定は、こちらとしては確保しておくということには間違いございません。

○伊藤議長 28日の次週の私の予定が入らない。この週は全部午後に予定が入ってしまっていて。

○三木委員 ただ、検察庁協議ということで言うと、議会の方の条例案だけですよ。議会の条例案がペンディングになりかねないのは、審議会の規定ぶりのところで何か書く可能性があるかどうかというところに限定されているわけですよ。なので、議会条例案自体は先にそれだけ出してもらうということは十分にできるのではないかと思いますよ。その市長部局の条例案とセットで出してくださいという話にはならないわけですよ。だって、こっちは罰則規定が入っていないから。

○船田法務課長 今のところは、執行部の方は罰則規定がないので、協議は不要というふうには考えてはおります。あくまで、お付き合いするべき議会との兼ね合いの関係でございます。御指摘のとおり、議会の条文案そのものがフィックスできれば、あとは答申案の文言調整という意味では、確かに少し余裕が生まれます。

ただ1点だけ、少し心配がございます。何分、このような形の地検協議が初めてなものですから、検察庁に議会条例案を出したときに「執行部の方も見る」と言い出さないかどうかは、ちょっと私も何とも言えないところもございます。検察庁に行って議会だけでいいですよという確認は、まだ取っていないところもございますが、基本的には御指摘のとおり、議会だけを出すというふうな形で今進めております。

○伊藤議長 万が一検察庁で指摘を受けて、執行部の方の条例案を動かしますという話になったときに面倒だなんてところはありますね。

○三木委員 ただ、地検が関与するのは罰則規定のところだけなので、それ以外に踏み込むと越権的なので、それは駄目だと思う。要は構成要件に関わる部分の規定でここを変えるという話になれば別ですけども、基本的に国の法律を踏襲しているのですものね。

○伊藤議長 取りあえず、28日にやる前提で頑張りましょうか。皆さんにお示しで

きるのは多分直前の段階になってしまうかもしれないのですが、当日御説明に少し時間を頂戴して御意見を頂くような形で、元々は持ち回りで、もう開催をするのはやめようかなと思っていたんですけども。もうまとまったということになれば、直前で中止ということもありますが、基本的に開催する方向で御準備をお願いできればと思います。暑い中、お時間を頂いて申し訳ないですが、よろしく願いいたします。事務局もお手数ですが、私も頑張りますので、よろしく願いいたします。

それでは議題2に関しまして、審議を終了したいと思いますが、何かございますか。

(発言なし)

○伊藤議長 では、議題は全て終了ということで、議題以外の件で何か委員の皆様ございましたらお願いいたします。

(発言なし)

○伊藤議長 それでは会議を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。